

見守り
新鮮情報

第163号

公的機関を名乗る人から、「払いすぎた**医療費の還付**がある」と電話があった。「金融機関では還付に対応できないので、**市役所かコンビニ**、あるいは**病院のATM**に行くように」と言われた。

市役所に行き、ATMの前から携帯電話で教えられた先に連絡し、**指示通りに操作**をして還付の手続きをしたが、通帳を確認すると、知らない人物に**100万円**近く**送金**してしまっていた。どうしたらいいか。

(60歳代 女性)



またまた 増えてる!?
還付金詐欺 にご注意!

ひとこと助言

- 市役所や社会保険事務所など公的機関の職員を名乗り、医療費等の還付金手続きのためにATMへ誘導して送金させる「還付金詐欺」の相談が寄せられています。
- 警戒が厳しい金融機関のATMではなく、コンビニやスーパー、最近では病院や市役所のATMへ誘導するケースが見られます。
- 「期限が今日まで」などとせかし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与えません。一度支払ってしまうと、お金を取り戻すことは極めて困難になります。
- 公的機関の職員が還付金受け取りのためにATM操作を行うよう電話をすることはありません。
- 不審に感じたら、すぐに最寄りの警察署やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

だまされないで



見守るくん

見守り
新鮮情報

第208号

高齢の母が、巡回していた**廃品回収業者**にテレビとオルガンの**回収を依頼**した。業者はそれ以外にも小型冷蔵庫やソファ、消火器などを**勝手に持ち出し**「回収費用として**5万円**」と請求してきた。

母はそんな金額になると思っていなかったので「**1万円しかない**」と言うと「内金として1万円を払い、**残りは振り込んで**」と言われた。近日中に振り込むことになっているが、高額な請求に納得がいかない。
(契約当事者:80歳代 女性)



廃品回収を依頼したら 高額な請求をされた

ひとこと助言



- 一般廃棄物の収集・運搬は、市区町村に許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルのもとになりやすいので注意が必要です。
- 粗大ごみや不用品の処分は、お住まいの市区町村のルールに従って行いましょう。粗大ごみに出せない家電製品やパソコンなどの処分方法について分からない場合は、市区町村に確認しましょう。
- 廃品回収業者とトラブルになるなど、困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。